

各位



## 「民法の一部を改正する法律」施行に伴う各種規定等の改定のお知らせ

株式会社 福邦銀行(頭取 渡邊 健雄)では、2020年4月1日施行の「民法の一部を改正する法律」(以下、改正民法(債権法)という)を踏まえ、下記のとおり規定等を改定しますのでお知らせいたします。  
 なお、改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1.改定日 2020年4月1日(水)

### 2.主な改定内容

#### 成年後見人等の届出について

##### 【趣旨】

改正民法(債権法)において、制限行為能力者による他の制限行為能力者の代理人としての行為は取り消すことができる旨が定められたことから、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務を明確にします。

#### 規定の変更について

##### 【趣旨】

金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由により規定等を変更する際は、WEBサイトへの掲載、店頭表示その他相当の方法のいずれかにより、変更内容、変更日等を周知します。

#### 定期預金等の満期前解約の取扱いについて

##### 【趣旨】

改正民法(債権法)において「寄託者(預金者)は受託者(銀行)に対して、いつでもその返還を請求することができる」との規定が定期預金について適用されることとなるため、当行がやむをえないものと認めて満期前に解約する預金等の取扱いを明確にします。

#### 契約成立時期について

##### 【趣旨】

当行との消費貸借契約は金銭の交付により成立すること(当行とのカードローン契約は、銀行が所定の審査のうえ承諾した時点で成立し、個別の借入契約は金銭の交付の都度成立する)を規定等に明記します。

その他、各種規定等の改正民法(債権法)に関連する条文を改定いたします。  
 詳細は対象となる各種規定等をご確認ください。

### 3.対象となる規定等一覧

各種規定等は [こちら](#) [規定一覧のページ](#)

以上